

代用有価証券等の掛目の変更に伴う  
「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、2020年7月27日に制定する「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○ 時価に乗すべき率等の見直し

- ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

(備考)

- ・ 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 第18条第2項及び別表第1
- ・ 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第4条第2項及び別表3

III. 施行日

2020年7月27日から施行する。

以上

「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
2. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

## 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
(当社が指定する通貨) 第18条 (略) 2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の95</u> とする。			(当社が指定する通貨) 第18条 (略) 2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の97</u> とする。		
別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表		
1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の98</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の98</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の98</u>	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の97</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の97</u>
		売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの			金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)
		(4) 分離元本振替国債及び			(4) 分離元本振替国債及び

			分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90				分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
(略)				(略)			
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 97 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 95 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 93 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 91 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 89 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 89	
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 89 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 87 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 84	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 93 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 89	
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 93 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 91 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 93 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 91 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 89 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85	
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 93 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 91 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 89 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	

			内のもの 100分の86 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の82 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の81				内のもの 100分の89 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の85 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の86
(略)				(略)			
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第21条の11に定める債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の97 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の97	円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第21条の11に定める債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の95
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)
(略)				(略)			
(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)				(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)			



		分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90			分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
(略)			(略)		
(注) 1.～7. (略)			(注) 1.～7. (略)		
3 (略)			3 (略)		